

大北障害保健福祉圏域自立支援協議会設置要綱

(設 置)

第1条 障害者総合支援法の施行に伴い、大北圏域における障害福祉計画ならびに障害児福祉計画の推進と障害福祉サービスの適切な運用及び相談支援事業の適正かつ効果的な運営体制の確保、また地域の課題を整理し解決に向けた協議を行う場として、大北障害保健福祉圏域自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置し、必要な事項を定めることを目的とする。

(協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 圏域における障害福祉計画並びに障害児福祉計画の履行に必要な検討と提案等に関する事項
- (2) 圏域の障がい福祉の向上に必要な検討と提案等に関する事項
- (3) 圏域の関係機関における活動及び情報の交換に関する事項
- (4) 圏域の障がい福祉の向上を目的とした研修、啓発に関する事項
- (5) 圏域の障がい者相談支援事業の評価と提言等に関する事項
- (6) 障害者総合支援法の円滑な推進に関し必要な事項
- (7) その他、協議会において必要と判断した事項

(委員)

第3条 協議会の委員は、障害者総合支援法第89条の3に掲げる団体及び当事者等の中から選出する。

- 2 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。また再任は妨げない

(組織)

第4条 協議会は、理事会、幹事会、運営会議を組織し、円滑で効果的な運営体制を確保する為に事務局を大田市社会福祉協議会に置く。また、各構成委員は別表1～3のとおりとし、**いずれの会議においても、協議内容に応じ、委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。**

- 2 協議会には、会長、副会長をおき、理事の互選により各1名選出する。任期は2年とする。また、再任は妨げない。
- 3 会長は協議会を代表し、理事会を招集し主宰する。
- 4 副会長は会長を補佐し会長が欠ける時はその職を代理する。

(理事会)

第5条 協議会の会長、副会長は理事長及び副理事長を兼務する。

- 2 理事会は、第2条に係る事項について議決又は承認を行うため開催することができる。

(幹事会)

第6条 幹事会に、幹事長、副幹事長をおき、幹事の互選により各1名選出する。任期は2年とする。また、再任は妨げない。

- 2 幹事長は、幹事会を招集し主宰する。
- 3 副幹事長は幹事長を補佐し幹事長が欠ける時はその職を代理する。
- 4 幹事会は、第2条に係る事項について協議し、理事会に提案又は報告を行うため開催すること

ができる。また、協議会の円滑な運営を統括するとともに、協議会と北アルプス連携自立圏事業福祉部会との協議及び連絡調整を行う。

(運営会議)

第7条 運営会議に、運営委員長、副運営委員長をおき、運営委員の互選により各1名選出する。任期は2年とする。また、再任は妨げない。

2 運営会議は地域課題等に対する協議、専門部会の設置及びとりまとめ、幹事会への提案と説明を行う。また、協議会の業務を円滑に行うため、事務局をサポートする。

(専門部会)

第8条 専門部会は、地域課題等の協議に必要な調整、研究、検討をするため、運営会議内に設置できるものとし、部会員は運営委員及び関係団体等から選出された者をもって充てる。

2 部会長は、部会員の中から選出する。

3 部会は課題に関して必要な検討、調査等を行い、運営会議に提案、報告する。

(個人情報の保護)

第9条 協議会の委員および出席者は会議において取り扱った個人情報秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(補 則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会で別に定める。

附則

平成19年5月18日から施行する。

平成19年10月26日から改正施行する。

平成24年5月24日から改正施行する。

平成28年5月20日から改正施行する。

平成29年5月26日から改正施行する。

令和2年8月6日から改正施行する。

令和3年6月25日から改正施行する。

令和5年4月1日から改正施行する。

別表 1

大北障害保健福祉圏域自立支援協議会（理事会）委員名簿

※順不同

	機関名	職名
1	大町市	福祉課長
2	池田町	健康福祉課長
3	松川村	福祉課長
4	白馬村	健康福祉課長
5	小谷村	住民福祉課長
6	大町市社会福祉協議会	事務局長
7	池田町社会福祉協議会	事務局長
8	松川村社会福祉協議会	事務局長
9	白馬村社会福祉協議会	事務局長
10	小谷村社会福祉協議会	事務局長
11	長野県安曇養護学校	学校長
12	大町公共職業安定所	所長
13	北アルプス医療センターあづみ病院	地域福祉課長
14	市立大町総合病院	地域医療福祉連携室係長
15	大北圏域障害者総合支援センター「スクラム・ネット」	所長
16	権利擁護関係機関	代表者
17	大町保健福祉事務所	福祉課長
18	大町保健福祉事務所	健康づくり支援課長
19	大町市身体障害者福祉協会	会長
20	大北手をつなぐ育成会	会長
21	運営会議	委員長
22	専門部会	各部会長
23	関係機関等	公募による

別表 2

大北障害保健福祉圏域自立支援協議会 幹事会委員名簿

※順不同

	機関名	職名
1	大町市	福祉課長
2	池田町	健康福祉課長
3	松川村	福祉課長
4	白馬村	健康福祉課長
5	小谷村	住民福祉課長
6	大町市社会福祉協議会	事務局長
7	池田町社会福祉協議会	事務局長
8	松川村社会福祉協議会	事務局長
9	白馬村社会福祉協議会	事務局長
10	小谷村社会福祉協議会	事務局長
11	大北圏域障害者総合支援センター「スクラム・ネット」	所長
12	運営会議	委員長

別表 3

大北障害保健福祉圏域自立支援協議会 運営会議委員名簿

※順不同

	機関名	職名
1	大町市	障害福祉担当係長
2	池田町	障害福祉担当係長
3	松川村	障害福祉担当係長
4	白馬村	障害福祉担当係長
5	小谷村	障害福祉担当係長
6	専門部会	各部会長

大北障害保健福祉圏域自立支援協議会イメージ図

